

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年一月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十一号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第八項、第七條第一項及び第六十六條の規定に基づき、この政令を制定する。

（新型コロナウイルス感染症の指定）

第一条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条及び第三条（同条の表を除く。）において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六條第八項の指定感染症として定める。

（法第七條第一項の政令で定める期間）

第二条 法第七條第一項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、この政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。

（法等の準用）

第三条 新型コロナウイルス感染症については、法第八條第一項、第十二條（第四項及び第五項を除く。）、第十五條（第三項については、第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）、第十六條から第二十五條まで、第二十六條の三から第三十條まで、第三十四條、第三十五條、第三十六條（第四項を除く。）、第三十七條、第三十八條第三項から第六項まで及び第九項、第三十九條第一項、第四十條から第四十四條まで、第五十七條（第四号から第六号までを除く。）、第五十八條（第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）、第五十九條、第六十一條第二項及び第三項、第六十三條、第六十三條の二、第六十四條第一項、第六十五條、第六十五條の三並びに第六十六條の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号。以下この条において「令」という。）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第八條第一項	
一類感染症の疑似症患者又は二類感染症のうち政令で定めるもの	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）
それぞれ一類感染症の患者又は二類感染症	新型コロナウイルス感染症

法第十二條第一項		法第十二條第二項		法第十二條第六項		法第十五條第一項及び第二項		法第十五條第三項第一号		法第十五條第三項第四号		法第十五條第五項		法第十五條第六項		法第十五條第九項		法第十六條第一項		法第十六條の三第一項及び第二項	
次に掲げる者		同項第一号に掲げる者に係るものについては、同項第二号に掲げる者に係るものについては、厚生労働省令で定める期間内に		第一項各号に規定する感染症		一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型コロナウイルス感染症の患者、疑似症患者、新		一類感染症、二類感染症若しくは新型コロナウイルス感染症の患者、疑似症患者		一類感染症、二類感染症若しくは新型コロナウイルス感染症		一類感染症、二類感染症若しくは新型コロナウイルス感染症		一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型コロナウイルス感染症の患者、疑似症患者、新		一類感染症、二類感染症、三類感染症若しくは新型コロナウイルス感染症の患者、疑似症患者、新		一類感染症、二類感染症又は新		一類感染症、二類感染症又は新	
新型コロナウイルス感染症の患者又は無症状病原体保有者		新型コロナウイルス感染症		新型コロナウイルス感染症		新型コロナウイルス感染症の患者若しくは無症状病原体保有者		新型コロナウイルス感染症の患者		新型コロナウイルス感染症		新型コロナウイルス感染症		新型コロナウイルス感染症の患者若しくは無症状病原体保有者		新型コロナウイルス感染症		新型コロナウイルス感染症		新型コロナウイルス感染症	

法第二十七條第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型コロナウイルスエンザ	新型コロナウイルス感染症
法第十八條第一項	一類感染症の患者及び二類感染症、三類感染症又は新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者	新型コロナウイルス感染症の患者
法第十九條第一項	一類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第十九條第一項ただし書	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に	感染症指定医療機関（結核指定医療機関を除く。以下同じ。）に
法第十九條第三項	特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関
法第二十條第一項	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関
法第二十條第二項	特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関
法第二十一條	特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関
法第二十二條第一項及び第二項	当該入院に係る一類感染症の病原体を保有していない	新型コロナウイルス感染症の病原体を保有していないこと又は当該感染症の症状が消失したかどうか
法第二十二條第四項	当該入院に係る一類感染症の病原体を保有しているかどうか	新型コロナウイルス感染症の病原体を保有しているかどうか又は当該感染症の症状が消失したかどうか
法第二十四條第三項第一号	第二十条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）	第二十条第一項
法第二十四條第三項第二号	第二十条第四項（第二十六条において準用する場合を含む。）	同条第四項
法第二十四條第三項第三号	延長並びに第三十七條の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担	延長
法第二十九條第七項（第二十六条において準用する場合を含む。）	第十九條第七項	第十九條第七項

法第二十六條の三第一項及び第二項並びに第一項及び第二項	一類感染症、二類感染症又は新型コロナウイルスエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第二十七條	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型コロナウイルスエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第二十八條	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第二十九條	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型コロナウイルスエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十條	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型コロナウイルスエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十四條	前条	第三十條
法第三十五條第一項	第三十三條	第三十條
法第三十五條第四項	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者、疑似症患者	新型コロナウイルス感染症の患者
法第三十五條第五項	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者、疑似症患者	新型コロナウイルス感染症の患者
法第三十六條第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者、疑似症患者	新型コロナウイルス感染症の患者
法第三十七條第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者、疑似症患者	新型コロナウイルス感染症の患者
法第三十八條第三項	前二条	第三十七條

法第三十八條第四項	新感染症の所見がある者並びに 一類感染症、二類感染症及び新 型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十八條第五項	一類感染症、二類感染症及び新 型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十八條第六項	二類感染症及び新型コロナウイルス インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十八條第九項	第七項	第六項
法第三十九條第一項	患者（新感染症の所見がある者 を除く。） 第三十七條第一項又は第三十七 條の二第一項の規定による 第三十七條第一項又は第三十七 條の二第一項 医療又は第三十七條の二第一項 に規定する厚生労働省令で定め る医療 若しくは第二十条（これらの規 定を第二十六条において準用す る場合を含む。）若しくは第四 十六条（この項において準用す る場合を含む。）新感染症の 所見 が入院した患者（新感染症の 所見 がある者を含む。）以下この 条に おいて同じ。） 若しくは診療所から 又は診療所から 医療 又は第二十条の規定により感 染症指定医療機関以外の病 院又は診療所に 入院した患者	患者 同項の規定による 第三十七條第一項 医療 又は第二十条の規定により感 染症指定医療機関以外の病 院又は診療所に 入院した患者

第三十七條第一項又は第三十七條の二第一項	同項
若しくは第二十条若しくは第四十六條	又は第二十条
感染症指定医療機関から第三十七條第一項各号	感染症指定医療機関から同項各号
場合又はその区域内に居住する結核患者が結核指定医療機関から第三十七條の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療を受けた場合	場合
第三十七條第一項及び第三十七條の二第一項	第三十七條第一項
法第五十七條第一号から第三号まで	に要する
法第五十八條第一号	第十五條(第二項及び第五項を除く)、第三項については第二号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る)、第十六條又は
又又は第四十四條の七第一項、第三項若しくは第五項から第八項までの規定	の規定
第十七條又は第四十五條	第十七條
、第二十二條第四項(第二十六條において準用する場合を含む)又は第四十八條第四項	又は第二十二條第四項
第二十一条(第二十六條において準用する場合を含む)又は第四十七條	第二十一条
収去(これらが第五十条第一項の規定により実施される場合を含む)	収去
(これらの規定を第五十条第二項において準用する場合を含む)の規定	の規定
採取(これらが第五十条第一項の規定により実施される場合を含む)	採取
法第五十八條第四号の二	
法第五十八條第四号	
法第五十八條第三号	
法第五十八條第二号	
法第五十八條第一号	
法第四十三條第一項及び第四十四條	
法第五十八條第四号の三	

			法第五十八条第五号から第七号まで	法第五十九条	法第六十一条第二項	法第六十一条第三項	法第六十三条第一項	法第六十三条第二項	法第六十三条第三項		法第六十三条第三項							
			（これらの規定を第五十条第三項において準用する場合を含む。）の規定	（第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）に要する	第四号	の費用及び同条第十二号の費用（第三十七条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療に係るものを除く。）	第九号まで及び第十四号並びに	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症	場合（第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。）	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症	場合（第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。）	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	場合（第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。）	前章	第十四条第一項及び第五項、第十四条の二第一項及び第七項、第三十八条第一項、第二項、第五項、第六項、第八項	（同条第二項、第八項及び第九項の規定にあっては、結核指定医療機関に係る部分を除く。）で、第四十三条（結核指定医療機関に係る部分を除く。）第五十三条の二第三項、第五十三條の七第七項並びに第六十条	）及び	
			の規定	に要する	第三号	及び第十二号の費用	第七号まで及び	新型コロナウイルス感染症	場合	新型コロナウイルス感染症	場合	新型コロナウイルス感染症	場合	第六章	第三十八条第五項、第六項	、第四十条第三項から第五項まで並びに第四十三条	）、前章及び	

令第六條	第二十五條第六項（法第二十六條において準用する場合を含む。）	第二十五條第六項
令第二十五條第一項	第四号	第三号
令第二十七條第一項	第九号まで及び第十四号	第七号まで

（事務の区分）

第四條 前条において準用する法第十二條（第四項及び第五項を除く。）、第十五條（第二項、第五項及び第六項を除き、第三項については第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）、第十六條の三（第二項、第四項及び第十一項を除く。）、第十七條、第十八條第一項、第三項及び第四項、第十九條第一項、第三項及び第五項、第二十条第一項から第五項まで、第二十一条、第二十二條、第二十三條、第二十五條第四項、第二十六條の三（第二項及び第四項を除く。）、第二十六條の四（第二項及び第四項を除く。）並びに第三十八條第五項及び第九項（第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（この政令の失効）

2 この政令は、第二條に規定する期間の末日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用及びその時までに第三條において準用する法第五十七條（第四号から第六号までを除く。）、若しくは第五十八條（第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）の規定により支弁する費用、第三條において準用する法第五十九條若しくは第六十一條第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金又は第三條において準用する法第六十三條の規定により徴収することができる実費については、この政令は、その時以後も、なおその効力を有する。

（地方自治法施行令の一部改正）

3 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）	第三條において準用する法第十二條（第四項及び第五項を除く。）、第十五條（第二項、第五項及び第六項を除き、第三項については第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）、第十七條、第十八條第一項、第三項及び第五項、第二十条第一項から第五項まで、第二十一条、第二十二條、第二十三條、第二十五條第四項、第二十六條の三（第二項及び第四項を除く。）、第二十六條の四（第二項及び第四項を除く。）並びに第三十八條第五項及び第九項（第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務
--	---

総務大臣 高市 早苗
厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年一月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十二号

検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二条第三号及び第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「ジカウイルス感染症」の下に「、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。別表第二において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）を加え、「別表第二」を「同表」に改める。

別表第二人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の項中

「ジカウイルス感染

症	一件につき 二、五〇〇円
---	--------------

を

ジカウイルス感染症	一件につき 二、五〇
新型コロナウイルス感染症	一件につき 四、二〇

〇円	〇円
----	----

に改める。

附 則

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

○厚生労働省令第九号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条の規定により準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十八条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令を次のように定める。

令和二年一月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の規定を準用する場合には、同令第八条第一項第一号中「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型コロナウイルス等感染症」とあるのは「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）と、同令第五項第二号中「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型コロナウイルス等感染症」とあるのは「新型コロナウイルス感染症」と、同令第十一条第二項第三号及び第三項第一号中「中東呼吸器症候群」とあるのは「新型コロナウイルス感染症、中東呼吸器症候群」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（この省令の失効）

2 この省令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。

○厚生労働省令第十号
検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第四十一条の規定に基づき、検疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和二年一月二十八日
厚生労働大臣 加藤 勝信

検疫法施行規則の一部を改正する省令
検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
第六条（略） 2 法第十八条第一項の規定により前項の仮 検疫済証に付する期間は、次に掲げる時間 を超えてはならない。 一・二（略） 三 新型コロナウイルス感染症（病原体が ベータコロナウイルス属のコロナウイル ス（令和二年一月に、中華人民共和國か ら世界保健機関に対して、人に伝染する 能力を有することが新たに報告されたも のに限る。）であるものに限る。）の病原体 に感染したおそれのある者があるとき は、三百三十六時間 四・九（略）	第六条（略） 2 法第十八条第一項の規定により前項の仮 検疫済証に付する期間は、次に掲げる時間 を超えてはならない。 一・二（略） (新設)

附 則
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。